

議案第91号

すみだ健康ハウスの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

すみだ健康ハウスの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、すみだ健康ハウスの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
すみだ健康ハウス	東京都墨田区東墨田一丁目2番6号 すみだ健康ハウス管理組合 理事長 本田 義勝	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで

（提案理由）

すみだ健康ハウスの指定管理者を指定する必要がある。